

浅口市監査公表第6号

令和3年4月1日付け浅監第2号による浅口市職員措置請求に係る勧告に対する措置の通知が、浅口市長から令和3年5月6日付けであったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、これを公表する。

令和3年5月11日

浅口市 監査委員 円尾 純也
同 香取 良勝



浅総第70号
令和3年5月6日

浅口市監査委員 円尾 純也 様
浅口市監査委員 香取 良勝 様

浅口市長 栗山 康彦



浅口市職員措置請求に基づく市長に対する勧告に係る措置について (通知)

令和3年4月1日付け浅監第2号による監査委員の勧告について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第9項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 勧告内容

市長は、浅口黒ニンニク研究会に対し令和元年度産業団体等補助金交付決定の全部を取り消し、令和3年5月7日までに既に交付された補助金の全額を返還するよう命じること。

2. 理由及び措置内容

当該団体から、令和元年度産業団体等補助金について全額の97,164円を自主的に返納したい旨の申し出があり、令和3年4月27日付けで本市会計に納付されました。

このことにより、本職からの返還請求措置を講じる必要がなくなりました。

